



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 森松 明希子 外242名

被告 国 外1名

2017〔平成29〕年11月17日

## 準備書面 46

### —被告国からの求釈明に対する回答—

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



## 目次

第1	はじめに .....	3
1	被告国の訴訟追行態度について.....	3
2	被告国の訴訟追行態度が強く非難されるべきであること .....	4
3	被告国において結果回避可能性について具体的な主張をすべきであること .	5
第2	被告国に対する求釈明.....	5
第3	求釈明に対する回答.....	7
1	被告国の求釈明に対する原告らの回答.....	7
2	被告国求釈明書第2の1（原告らが各結果回避措置の前提とする想定津波） に対する回答.....	7
3	同第2の2（津波の波圧等の数値）に対する回答 .....	8
4	同第2の3（1）（津波に関する結果回避措置の関係）に対する回答 .....	9
	(1) 結果回避措置1ないし3相互の関係.....	9
	(2) 結果回避措置1として挙げた各措置の関係 .....	10
	(3) 結果回避措置2として挙げた各措置の関係 .....	11
5	同第2の3（1）（SAに関する結果回避措置の関係） .....	11

## 第1 はじめに

### 1 被告国の訴訟追行態度について

被告国は、全国各地で提起されている本件と同種の訴訟において、被告国には結果回避可能性がなかったとの主張や、原告が主張する結果回避措置を採るべき義務はなかったといった主張を展開している。そして、今回の求釈明の事項を見ると、被告国は、本件訴訟においても、同様の主張を行うことを予定していると考えられる。

もっとも、被告国は、本件訴訟においては、現時点まで、敷地高に達する津波が予見できていたとしても結果回避可能性がなかった、あるいは原告が主張する結果回避措置を採るべき義務がなかったと主張する根拠を全く明らかにしていない。被告国は、原告が敷地高に達する津波を予見した場合に採るべき具体的な結果回避措置を示して結果回避可能性があったと主張しているにもかかわらず、この点に関する認否をしないのである。

被告国は、まず、原告の上記主張に対して認否すべきである。すなわち、仮に、敷地高に達する津波を予見できたとしても原告が主張するような結果回避措置を採る必要がなかったというのであれば、その根拠を具体的に述べて主張（積極否認）すべきである。また、原告が主張するような結果回避措置では結果が回避できなかつたと主張するのであれば、その根拠を具体的に述べて主張（積極否認）すべきである。

被告国は、原告の主張に対する認否を行うことのないまま、「各結果回避措置の前提とする想定津波」の具体化を求め（被告国求釈明書第2の1）、その波圧や浸水継続時間、津波高さの時間的変化、浸水量の時間的変化等といった詳細まで明示することを求めている（被告国求釈明書第2の2）。その上で、原告が主張する種々の結果回避措置の関係性までも事細かに主張することを求めている（被告国求釈明書第2の3）。

しかしながら、被告国が釈明を求める点について明らかにするまでもなく、被

告国において、原告の主張に対して認否を行うことは可能である。

以下に述べるとおり、本件において、被告国がこのような訴訟追行態度をとることは、原子力発電所を規制する自らの立場と、それにもかかわらず対策をとるよう規制権限を行使することを怠ってきた自らの不作為とを棚上げにした、不誠実で無責任極まりないものである。

## 2 被告国の訴訟追行態度が強く非難されるべきであること

(1) 本件において、国の結果回避可能性を考える上でまず確認されるべきは、被告国が、「敷地高に達する津波」を予見し、これに対し対策を講じるべき責任を負っていたにもかかわらず、何らの結果回避措置も講じてこなかったという事実である。

被告国は、電気事業法上の規制権限を行使しなかった自らの不作為があるにもかかわらず、これを棚上げしつつ、自ら詳細な説明をすることもなく結果回避可能性を争うというのであれば、そのような訴訟追行態度は強く非難されなければならない。

(2) 本来、「敷地高に達する津波」を予見した場合にどのような対策を採るべきであったかは、被告国自身が検討すべきだった事柄である。

すなわち、被告国は、原子力発電所の事故が万が一にも起きないように、電気事業法によって定められた規制権限を適時かつ適切に行使し、原子力発電の安全性を確保しなければならない立場にあるものである。このような立場にある被告国において、敷地高に達する津波が予見でき、原子力発電所の安全性が確保できていないことが明らかとなった以上、万が一にも事故を起こさないためにどのような津波を想定しどのような対策をとるべきかは、被告国自身が専門的知見を駆使して検討しなければならなかったことなのである。

(3) ところが、被告国は、敷地高に達する津波を予見し、これに対する対策を講じるよう規制権限を行使すべき責務があり、それを行えるだけの十分な専門的知識も権限も有していたにもかかわらず、何の対策も行わなかった自らの怠慢

を棚に上げ、原告に詳細を主張させようというのである。

被告国が、このような訴訟態度をとることは、原子力発電所の安全を確保し国民の生命身体の安全を守るべき立場にあるものとして許されるものではない。

### 3 被告国において結果回避可能性について具体的な主張をすべきであること

被告国は、このたびの求釈明において、釈明を求める事項が結果回避可能性の反論の前提として明らかにされるべきであると主張する。しかしながら、釈明を求めている事項は、被告国が反論をする前提として、回答を要しないというべきである。

原告らは、敷地高に達する津波を予見した際にとるべき結果回避措置を具体的に明らかにし、そのような措置をとっていれば結果回避が可能であったと主張している。

他方、被告国は、原子力発電所の安全を確保するために電気事業法上の権限を行使すべき立場にあり、そのための専門的技術的知見を有するのであるから、現在までに原告が主張している程度主張内容が特定されていれば、被告国は、原告が主張する結果回避措置をとるべきか否か、あるいはそのような結果回避措置によっては結果回避ができなかったか否かについて、具体的な根拠を示して反論することが可能である。

したがって、本件において、原告の主張内容に欠けるところや不明瞭な点は存在せず、被告国が、釈明を求める要はない。

以上より、被告国は、求釈明書記載の釈明を求めるのではなく、まず、被告国として、なぜ、敷地高に達する津波を予見したとしても結果が回避できなかったといえるのか具体的に主張すべきである。

## 第2 被告国に対する求釈明

第1で述べたところにより、原告は、被告国に対して、次のとおり釈明を求め

る。

1 福島第一原発の敷地高（O. P. + 10メートル）に達する津波が想定された場合に

- ① 原告が準備書面38において主張する結果回避措置を採る必要があったと主張するのか、なかったと主張するのかについて明らかにされたい。
- ② 上記①について結果回避措置を採る必要がなかったと主張されるのであれば、その理由、根拠を具体的に述べられたい。
- ③ 原告が準備書面38において主張する結果回避措置を講じていたとしても、本件では結果を回避することができなかったと主張するのであればその理由、根拠を具体的に述べられたい。

2 福島第一原発に長期評価から想定される津波（敷地南側でO. P. + 15.7メートル）に達する津波が想定された場合に

- ① 原告が準備書面38において主張する結果回避措置を採る必要があったと主張するのか、なかったと主張するのかについて明らかにされたい。
- ② 上記①について結果回避措置を採る必要がなかったと主張されるのであれば、その理由、根拠を具体的に述べられたい。
- ③ 原告が準備書面38において主張する結果回避措置を講じていたとしても、本件では結果を回避することができなかったと主張するのであればその理由、根拠を具体的に述べられたい。

3 被告国は、「福島第一原発事故を回避することができたかどうかを論じる上では、設置した設備に対して加わる津波の波圧や浸水継続時間、津波高さの具体的変化、浸水量の具的変化等が重要になる。」と主張するが

- ① 浸水高及び浸水深以外の津波に関する要素が変わることが、具体的に採るべき回避措置の設計にどのような具体的な影響を与えるのかについて、具体的な理由、根拠を示して述べられたい。

### 第3 求釈明に対する回答

#### 1 被告国の求釈明に対する原告らの回答

第1で述べたとおり、被告国による求釈明は、それ自体強く非難されるべき訴訟追行態度であり、被告国においては、原告に釈明を求めるまでもなく「敷地高を超える津波」を予見したとしても結果回避可能性がなかったことを具体的に主張しうるのであるから、回答を要しないものとする。

しかしながら、原告において、前もって回答をすることによって迅速な主張整理が可能となると考えられるものについて、以下のとおり、回答することとする。

#### 2 被告国求釈明書第2の1（原告らが各結果回避措置の前提とする想定津波）に対する回答

被告国は、規制権限を行使する前提として、少なくとも、2008年に東電設計が行った計算（2008年推計）に基づく津波を想定することはできた。この計算は長期評価が公表された2002年7月31日の数か月後には可能であった。

他方、この2008年推計によって得られた津波を想定した場合、万が一にも原子力事故を起こさないために採るべきであった回避措置は、2008年推計によって得られた具体的な計算結果だけに対応すれば足りるということは意味しない。理由は次のとおりである。

まず、波源の特性評価に関するパラメータには、偶然による不確実性や認識による不確実性がある。したがって、「明治三陸地震と同等の地震」といったとしても、全く同様のもの（我々が明治三陸地震のものであると認識している波源モデルと同じ地震）が来るとは考えられない。

そして、一般的に、津波を発生させた歴史地震の規模評価値は、時に100キロメートル以上も離れた陸上での被害から推定しなければならず、また津波自体

も海底地形や沿岸地形に大きく左右されるため、大きな不確定性が伴う。

また、具体的な発電所レイアウトなどを考慮すれば、サイト内の各区域ごとに浸水水位が大幅に変化することがありえる。

さらに、浸水高が想定した水位よりも高くなるような事態に、原子力発電所の構造物・設備・機器が対処できず、浸水関連のクリフエッジ効果のために原子力施設の安全性が深刻な影響を受ける可能性がある。

以上のとおり、2008年推計はあくまで一つの推計であって唯一無二の計算ではないのであるから、これとは異なる津波が到来する可能性もあり、しかもその場合には津波のみによって原子力発電所の構造・設備や機器が破滅的な影響を受ける（いわゆるクリフエッジ）事象であるうえ、陸上における津波の水位については建物の配置などにより大幅に変化することがある。したがって、単に、2008年推計の結論部分に対応すれば足りるというものではない。

実際に、2008年推計を受けて、被告東京電力から委託を受けた東電設計株式会社が、福島第一原発の東側敷地地盤面（O. P. +10メートル）上に、高さ10メートルの防潮堤を建設するという案を提示したことからも、原子力発電所の安全設計においては2008年推計によって想定された津波そのものだけを対象にするという考え方が採られていないことは明らかである。

### 3 同第2の2（津波の波圧等の数値）に対する回答

標記の求釈明については、回答を要しないというべきである。

被告国は、設置した設備に対して加わる津波の波圧や浸水継続時間、津波高さの時間的变化、浸水量の時間的变化等が重要であると主張する。

しかし、例えば、波圧については、一般的に用いられている計算式においては、浸水深さえ同じであればせいぜい2から3倍程度しか異ならない。また、原子炉



建屋については仮に動水圧を考慮する必要があるとしても、原子炉建屋内の重要区画については、小部屋を作って水密化を行えば、当該小部屋の入り口部分まで大きな動水圧が掛かることは考え難いから、結局静水圧のみを考慮すればよく、波圧によって安全設計に大きな違いが生じるとは考え難い。

したがって、これらの数値が重要であるというのであれば、被告国において、その数値如何によって採るべき結果回避措置と結果（回避の可否）がどのように変わるのかを具体的に主張すべきである。

#### 4 同第2の3（1）（津波に関する結果回避措置の関係）に対する回答

##### (1) 結果回避措置1ないし3相互の関係

原告は、準備書面38第1章において、津波に関する結果回避措置として

結果回避措置1：津波から、安全上重要な機器を防護し、非常用電源設備等が浸水、被水により機能喪失しないために取り得た措置

結果回避措置2：非常用電源設備等の多様性、独立性を確保し、万が一にも全系統が機能喪失し、全交流電源が喪失することを回避するために取り得た措置

結果回避措置3：原子炉施設の停止

を主張している（原告ら準備書面38第1章第3ないし第5）。

原告の主張は、これら3つの結果回避措置のうちいずれかの措置がなされていれば本件事故を回避することができたし、これらの措置のいくつかを組み合わせれば当然本件事故を回避することができたというものである。

すなわち、津波から、安全上重要な機器を防護し、非常用電源設備等が浸水、被水により機能喪失しないための措置（結果回避措置1）が講じられていれば、全電源喪失、崩壊熱除去系喪失が避けられていたのであるから、その余の措置の有無にかかわらず、本件事故を回避することができた。

また、仮に結果回避措置1が講じられていなくとも、非常用電源設備等の多

様性、独立性を確保し、万が一にも全系統が機能喪失し、全交流電源が喪失するとを回避するための措置（結果回避措置2）が講じられていれば、やはり全電源喪失、崩壊熱除去系喪失が避けられていたのであるから本件事故を回避することができた。

さらに、原子炉施設の停止（結果回避措置3）を行っていれば、他の措置の有無にかかわらず、本件事故を防ぐことができたことは明らかである。

以上のとおり、本件事故は、結果回避措置1ないし3のいずれか1つでも講じていれば回避することができたものである。もちろん、仮にこれらの措置のうちのいくつかを併用していれば、本件事故を防ぐことができたことは言うまでもない。

## (2) 結果回避措置1として挙げた各措置の関係

さらに、原告は、上記結果回避措置1の具体例として、

①安全上重要な機器を、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置すること。なお、基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、防潮堤等の津波防護施設及び浸水防止設備を設置すること

②原子力施設への津波の流入を防ぐため、流入可能性のある経路（扉・開口部及び貫通口）に対して浸水対策を施すこと

③原子力施設への建屋内浸水があっても、重要区画内の設備が機能喪失しないための対策を施すこと

④重要区画にある程度の浸水があっても、排水のための設備を備えることを挙げている。

原告は、このうち①ないし③については、いずれかの措置が取られていれば本件事故を回避することができたし、これらの措置のいくつかを組み合わせれば当然本件事故を回避することができたというものである。

すなわち、これらの措置の目的は、原子炉建屋内に設置された非常用電源設備等が浸水、被水により機能喪失することを防ぐことにある。この点、①の措

置が講じられていれば、非常用電源設備等が設置された場所まで遡上波が到達することはないから、浸水及び被水を防げることは明らかである。また、②及び③もいずれかの措置が十分になされていれば、原子炉建屋の重要区画内にある非常用電源設備等が浸水又は被水することはなかったといえる。したがって、①ないし③のいずれかの措置が取られていれば本件事故を回避することができたといえる。

他方で、④の措置については、他の措置と組み合わせることによってより効果を挙げうるという位置付けである。

### (3) 結果回避措置 2 として挙げた各措置の関係

また、原告は、上記結果回避措置 2 の具体例について、①電源の独立性確保の具体例として、非常用電源設備等の分散配置、発電機の共有化、系統の一部の水密化を、②電源の多様性確保の具体例として、電源車及び空冷式ガスタービン発電機車の高台配備、可搬式バッテリーの準備などを例に挙げた。

原告の主張は、上記のいずれかの措置をとり、電源の独立性又は多様性のいずれかを確保していれば本件事故は回避できたとするものである。そして、当然ながらこれらの措置のいくつかを組み合わせれば本件事故を回避することができた主張するものである。

### 5 同第 2 の 3 (1) (S A に関する結果回避措置の関係)

原告は、準備書面 38 第 2 章第 2 で述べた結果回避措置①ないし③のいずれか 1 つでも講じられていれば本件事故を回避できたと主張するものである。

すなわち、原告は、従前より、S A 対策として電源喪失対策「及び」最終ヒートシンク対策を行うべきであったと主張してきた。したがって、結果回避可能性に関しても、電源喪失対策及び最終ヒートシンク対策の双方に関して、適切な措置を講じていれば結果回避可能であったと主張するものである。そして、原告ら準備書面 38 第 2 章第 2 で述べた結果回避措置①ないし③は、いずれも、電源喪失対策及び最終ヒートシンク対策の双方について適切な措置の例が挙げられた

ものである。

したがって、本件事故は、結果回避措置①ないし③のいずれか1つが行われて  
いれば本件事故を回避することができたものである。

以上